

かごしまCO₂吸収量等認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「かごしまCO₂吸収量等認証制度実施要綱」(以下「要綱」という。)に規定する認証に必要な事務を円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする活動の時期)

第2条 CO₂吸収量認証の対象とする活動は、申請の前年度又は当年度に森林整備を完了したのものとする。

(認証申請書の提出先)

第3条 申請書は、環境林務部森林経営課へ提出する。

(CO₂固定量認証の対象とする申請)

第4条 CO₂固定量認証は、申請の前年度又は当年度に完成した木造建築物とする。

(現地調査)

第5条 森林整備を実施した箇所を管轄する地域振興局・支庁の林務水産課長は、「かごしまCO₂吸収量等認証現地調査マニュアル」により現地調査を実施し、環境林務部森林経営課へ報告する。

(吸収量等の算定)

第6条 CO₂吸収量等の算定方法は、「かごしまCO₂吸収量等算定基準」による。

(認証審査会による審査)

第7条 認証に係る審査は、「かごしまCO₂吸収量等認証制度審査要領」による。

(認証書の交付)

第8条 認証は、認証書(1号様式)により交付する。

(状況報告)

第9条 CO₂吸収量について5年間の認証を受けた者は、状況報告書(2号様式)により森林の現況を毎年12月末までに報告する。

2 前項の報告期間は、森林整備完了年月日の属する年度から起算して5年間とする。ただし、認証を受けた年度については報告の必要はない。

3 知事は「状況報告」の内容により、必要に応じ、現地調査を行い、認証の内容に変化がないか確認を行う。

附則 この要領は、平成23年 1月 4日から施行する。

附則 この要領は、平成23年 3月 11日から施行する。

附則 この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年 10月 25日から施行する。

附則 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年 8月 26日から施行する。

附則 この要領は、平成27年 7月 31日から施行する。

附則 この要領は、令和元年 5月 7日から施行する。

附則 この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

(1号様式その1)

かごしま CO₂吸収量認証書

認証番号 〇〇-〇〇号

様(殿)

あなたが森林整備活動を行った森林のCO₂吸収量について、
かごしまCO₂吸収量等認証制度に基づき、次のとおり認証します。

t - CO₂

年 月 日

鹿児島県

(1号様式その2)

かごしま CO₂固定量認証書

認証番号 〇〇-〇〇号

様(殿)

あなたが建築されました(住宅, 施設等名称)の木材のCO₂固定量について,
かごしまCO₂吸収量等認証制度に基づき, 次のとおり認証します。

t - CO₂

年 月 日

鹿児島県

(1号様式その3)

かごしま CO₂排出削減量認証書

認証番号 〇〇-〇〇号

様(殿)

木質バイオマス利用による二酸化炭素排出削減量について、
かごしまCO₂吸収量等認証制度に基づき、次のとおり認証します。

t - CO₂

算定期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

鹿児島県

(2号様式)

状況報告書 (CO₂吸収)

年 月 日

鹿児島県知事

様

申請者 住 所
企業等名
代表者名

年 月 日付け〇〇-〇〇号で認証を受けた森林の現況を、か
ごしまCO₂吸収量等認証制度実施要領第9条の規定により下記のとおり報告
します。

記

1 森林の所在地

市・町・村

2 認証を受けた森林整備の内容

面積	ha
整備内容	植栽 ・ 間伐
樹種	
林齢	年生

「林齢」は、森林整備完了時点の林齢を記載する。

3 森林の現況

森林の現況	面積の変更	あり ・ なし
	生育状況	良好 ・ 普通 ・ 不良
備考		

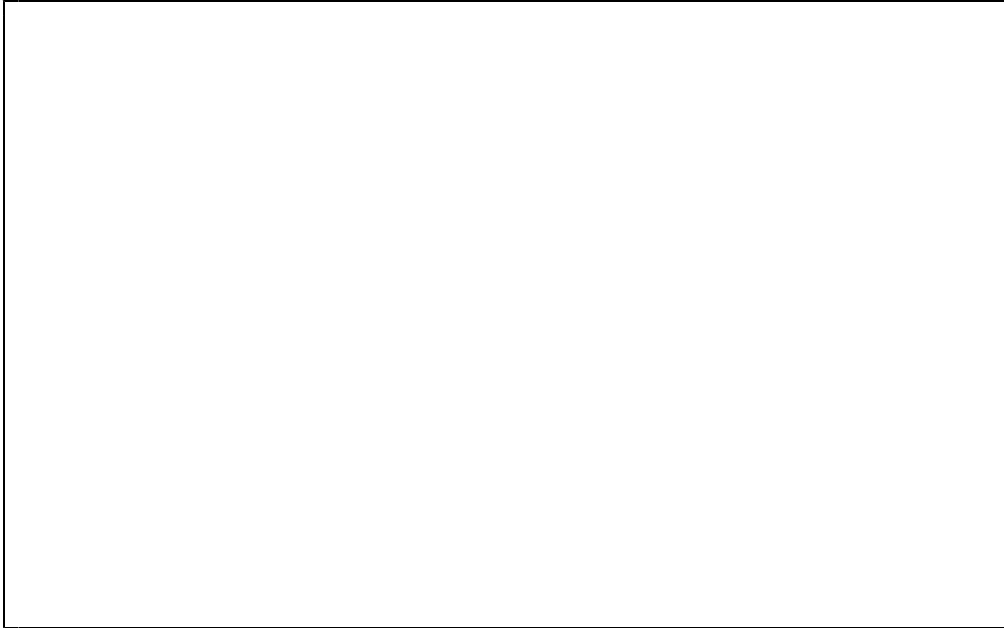
「森林の現況」欄は、該当する項目に○をつける。

「備考」欄には、次の内容等について記載する。

- ・ 報告年度に実施した森林整備の種類・実施面積
- ・ 面積の変更，生育状況が不良の場合は，その内容や対応

4 添付書類

現況写真（ 年 月 日現在）



5 連絡先 所 属： _____

担当者名： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____